

平成30年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月20日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7,600名（製造委託等^(注1)5,440名、役務委託等^(注2)2,160名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者46,800名（製造委託等37,613名、役務委託等9,187名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	中 部	全 国	中 部
平成30年度		60,000	7,600	300,000	46,800
	製造委託等	39,175	5,440	211,741	37,613
	役務委託等	20,825	2,160	88,259	9,187
平成29年度		60,000	7,600	300,000	46,800
	製造委託等	38,680	5,511	208,513	37,662
	役務委託等	21,320	2,089	91,487	9,138
平成28年度		39,150	4,940	214,500	33,500
	製造委託等	25,696	3,596	151,912	26,970
	役務委託等	13,454	1,344	62,588	6,530

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は790件（製造委託等614件、役務委託等176件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが779件（製造委託等605件、役務委託等174件）、下請事業者等からの申告によるものが11件（製造委託等9件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は792件（製造委託等616件、役務委託等176件）であり、このうち、789件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が788件（製造委託等612件、役務委託等176件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	中部	779	11	0	790	1	788	789	3	792
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	中部	605	9	0	614	1	612	613	3	616
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	中部	174	2	0	176	0	176	176	0	176
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	中部	690	5	0	695	0	698	698	1	699
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	中部	549	3	0	552	0	554	554	1	555
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	中部	141	2	0	143	0	144	144	0	144
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	中部	693	14	0	707	0	692	692	11	703
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	中部	542	10	0	552	0	541	541	8	549
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	中部	151	4	0	155	0	151	151	3	154

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反の行為類型別にみると、合計で1,488件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,201件、役務委託等に係るものが287件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は761件（類型別件数の合計の51.1%）となっており、このうち、製造委託等に係るものは591件、役務委託等に係るものは170件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は727件（類型別件数の合計の48.9%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が276件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の38.0%）、②買ったたきが222件（同30.5%）、③下請代金の減額が106件（同14.6%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は610件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が213件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の34.9%）、②買ったたきが193件（同31.6%）、③下請代金の減額が93件（同15.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は117件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が63件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.8%）、②買ったたきが29件（同24.8%）、③下請代金の減額が13件（同11.1%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反											合計		
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	中部	682	79	761	5	276	106	1	222	8	12	44	42	11	0	727	1,488	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		中部	529	62	591	5	213	93	1	193	7	12	37	39	10	0	610	1,201
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		中部	153	17	170	0	63	13	0	29	1	0	7	3	1	0	117	287
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	中部	553	55	608	0	244	77	3	180	11	8	48	28	5	0	604	1,212	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		中部	444	35	479	0	190	65	3	151	7	8	48	24	2	0	498	977
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		中部	109	20	129	0	54	12	0	29	4	0	0	4	3	0	106	235
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	中部	544	70	614	1	288	66	2	138	10	5	53	19	8	0	590	1,204	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		中部	437	56	493	0	220	56	2	116	7	5	52	15	7	0	480	973
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		中部	107	14	121	1	68	10	0	22	3	0	1	4	1	0	110	231

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者16名^(注)から、下請事業者379名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2128万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 9 名から、下請事業者 338 名に対し、2041 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
	平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名
中部		9 名	338 名	2041 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	中部	6 名	244 名	976 万円
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	中部	10 名	1,070 名	1 億 7729 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 6 名から、下請事業者 39 名に対し、82 万円の遅延利息及び未払金が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息及び未払金の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名
中部		6 名	39 名	82 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	中部	10 名	200 名	3571 万円
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	中部	5 名	96 名	129 万円

ウ 割引困難手形事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 2 名に対し、4 万円相当が返還された（第 6 表参照）。

第 6 表 割引困難手形事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
	平成 30 年度	全国	2 名	8 名
中部		1 名	2 名	4 万円
平成 29 年度	全国	1 名	5 名	158 万円
	中部	—	—	—
平成 28 年度	全国	1 名	5 名	44 万円
	中部	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては、中部事務所では6回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、中部事務所では中部経済産業局等と共同して、当該講習会を6県7会場（うち公正取引委員会主催分4県4会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、中部事務所では999件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては、中部事務所では6か所で実施した。

(3) 公正取引委員会よろず相談室

中部事務所の管轄区域のうち、中部事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（石川県、富山県）における相談対応の一層の充実を図るため、当該地域において、中部事務所の職員が毎月一定の日に、同じ会場にて相談受付等を行う「公正取引委員会よろず相談室」を実施している。

平成30年度においては4回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は20名である。

平成30年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、中部事務所では事業者団体等へ10回講師を派遣した。

平成30年度における勧告事件

株柿安本店に対する件（平成31年2月21日）	
親事業者	株柿安本店
事業内容	畜肉加工品、弁当、調味料等の製造販売等
下請取引の内容	畜肉加工品、畜肉加工品の付属品である包装用品、弁当の原材料たる畜肉等及び調味料の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「販売協力金」 ^{（注）} を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成29年5月～平成30年4月）。
減額金額	下請事業者5名に対し、総額1515万8869円 【勧告前に返還済み】

（注） 自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

平成30年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- 施工図面の作成を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休日になるとして理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 段ボールの加工を下請事業者へ委託しているB社は、「協力値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車関連製品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意があるものの、当該合意を書面化せずに振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったとき（第4条第1項第5号）

- 葬祭返礼品の加工を委託しているD社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一部の加工業務の対価を含めずに下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ウェブサイト用のコンテンツ制作を下請事業者へ委託しているE社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するゴルフ大会の観戦チケットを購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 輸送用機器の部品の製造を委託しているF社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- クレーン作業を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 自動車用内装部品の加工を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、自社が所有する治具を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、治具を無償で保管させていた。

中部地区における下請法違反勧告事件一覧（平成26年4月1日以降）

年度No.	関係人	分野 (注1)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注2)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26-1	株森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26-2	株ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
30-1	株柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		

(注1) 違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注2) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。